

# 和歌山県立 もんじょかん 文書館だより

第3号  
平成10年 9月



誕生の記録「岩崎家文書」

## 誕生

写真の帳面は、嘉永3元治年間（一八四八〜六四）に生まれた六人の子ども（兄弟）の誕生時の記録で、一人一冊ずつあり、一袋に入れて保管されていました。誕生時の儀礼・祝膳の献立・祝儀品・初節句など詳細に記録されています。慶事に関する文書は、美しい水引で綴じられていました。

（解読文）

安政五年 喜代楠  
戊午三月十五日五ツ半時  
平産至而軽し

火性 庚卯閉 神よし  
ものたち よし

嘉永三年  
庚戌正月六日夜八ツ時平産  
至而軽し  
己亥収 清次郎

## 目次

ごあいさつ……………2

収蔵史料の紹介②「岩崎家文書」……………3

文書館の役割①「燻蒸（くんじょう）」……………4

全史料協近畿部会第6回総会……………6

レファレンスコーナーから……………6

文書館利用状況・文書館日誌……………7

県政史編さん委員会・利用方法・案内……………8

# ごあいさつ

## 「過去を知り、未来を探る」

文書館長 立花秀浩

和歌山県立文書館は、設置後、今年で六年目を迎えました。その間、知名度を高めるため、また、古文書、公文書管理の方針を定めるために、文書館としての初期の仕事に取り組んできましたが、幸いにも、経過は、ほぼ順調のようです。一滿五年を経過して、節目となったこの年を契機に、過去を振り返ってみます。いろいろと思ひ起こすことができます。しかし、業務や出来事等の詳細な内容となると、記憶だけでは正確には蘇りません。記憶には限界があります。やはり、過去を明らかにするには、積み重ねられた文字情報が、どうしても必要です。



文字情報にもいろいろあります。たとえば、過去五年間、当館に勤務した者たちの、異動状況を調べるとすれば、「職員録」という刊行物があります。これは編さんされた文字情報であり、たいへん便利なものですが、しかし、この「職員録」には常勤職員だけが掲載されており、非常勤職員やアルバイト職員等の異動は把握できません。また、年一回発行のため、途中の異動者は記載されていない場合があります。このように、編さん物では正

確な調査ができないこともあるのです。そこで、日々作成された公文書が必要になります。

当館の人事異動関連の公文書としては「職員履歴書」、「非常勤職員」、「文書館嘱託研究員」、「臨時職員雇用承認申請」等があります。これらの公文書で過去五年間を年次に調べることによって、はじめて、異動の全貌が明らかになるのです。

このように、公文書は過去の実績を調査するためには、欠かせないものだが、ということが理解できます。公文書保存の必要性が論じられているのはこのためです。ところが、利用する立場から考えれば、現在の整理方法には、まだまだ、問題があることに気付きます。

「ある事業の経過について、詳しく知りたい」という申し出が、利用者からあったと、仮定しましょう。現状では、文書分類表で、関連課室を探しだし、「公文書目録」やパソコン検索により、その課室で作成された公文書の中から、必要な情報が含まれるものを、絞り込んでいくといった検索方法をとっています。この方法では、簿冊名から、関係する公文書を推測していくため、事業の概要が分からないと、必要な公文書が、脱漏する恐れがあります。また、複数の課室にまたがる事業等では、検索が困難です。

このように、利用者の立場で、公文書整理に思いを巡らすと、問題のあることに気付くのですが、「利用は考えずに、保存に全力を注ぐべきだ」という意見もあります。しかし、こうした考えは、利用に関する問題を先送りするだけでなく膨大に膨れ上がる公文書を抱え込むことによつて、ますます利用を難しくする結果を招きます。たとえ不完全であっても現在できる範囲で、利用重視の整理に努めることが肝要です。

現状を利用重視の観点から改善していくには、行政刊行物と公文書を組み合わせる方法が考えられます。行政が「事業概要」といった刊行物を発行していればそこに記載された事業に対応した公文書目録を作成します。そうすると文書分類表で、該当する課室を探しだし、「事業概要」から公文書が検索できるのです。事業に対応した目録ですから、脱漏は防げます。その事業が複数の課にまたがる場合でも、表示の仕方で検索が可能だと思われれます。将来的には、県政の流れを記述した刊行物を発刊し、その内容の項目に沿って、公文書や行政史料を検索できるようにすると、その刊行物が公文書利用の手引き書として、重要な役目を果たすことになるでしょう。

公文書の利用促進を図ることは、行政自体、また、文書館にとって、重要な役目です。公文書は現状では、主に現用文書が監査請求に利用されていますが、本来は、行政が行ってきた実績を、公開するのためのものであり、県民との信頼関係を築くためのものといえるからです。

文書館が扱う公文書は、過去の情報です。これらには行政の足跡が記されており、足跡を振り返ることによって、誤りを正し、よいものを未来へ伝えることができます。このことは、行政組織の一員である文書館自身についてもいえることです。今後とも、機会あるごとに、公文書で過去を振り返り、未来への指針を探っていきたいと思っております。

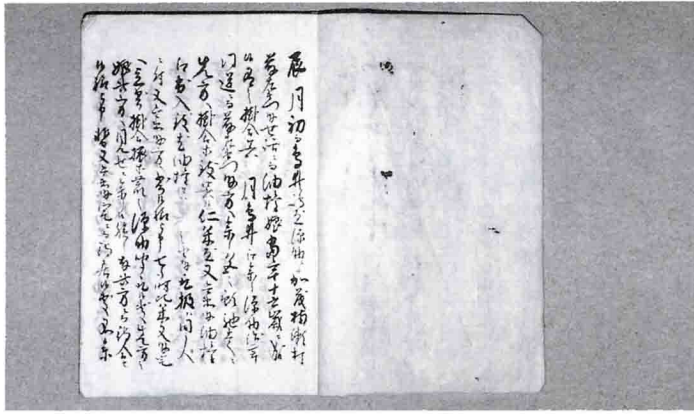
# 収蔵史料の紹介 ② 「冠婚葬祭史料・岩崎家文書」

(田葉 元一氏 所蔵)

旧紀三井寺村庄屋の岩崎家には、昔の生活を知る手がかりとなる文書が、たくさん残っています。ここでは、家族の慶事（誕生・婚姻）と凶事（葬送）に関する記録の一部をご紹介します。

## 婚 姻

これは、弘化三年（一八四六）の岩崎平四郎さんの縁談から結納・結婚・披露・祝儀品などが記録されている帳面です。



婚姻の記録（弘化3年）

（解説文）

辰 月初而鳥井鳴屋源助より加茂楠瀬村藤左衛門殿世話ニ而油権娘当年十六歳ニ成候有之掛合呉 月鳥井江参リ源助治郎同道ニ而藤左衛門殿方へ参リ色々預馳走ニ先方へ掛合等致呉仁米屋又兵衛殿油権江出入致尤油権とハ之由故取扱ハ同人ニ付又兵衛殿方へ寄候様被申七ツ時頃米又殿宅へ立寄掛合振等荒々源助聞取候処先方之娘此方へ見せニ参リ候積リ故此方ニ而待合セ候様被申暫又兵衛殿宅ニ而待居候処不参候故藤左衛門殿我等源助と三人油屋へ夕方参リ酒出シ娘 等致ヌ

きんこ一鉢 焼ごこ欵一鉢 尤台所ニ酒相濟藤左衛門宅へ帰り一宿致ヌ 尤治郎は其日戻リ藤左衛門殿方夜着等ニ至迄随分宜ク無如才致シ呉翌日帰り其後又 月廿日見直しニ又兵衛殿先方娘 娘之妹下女一人都合四人鳥源方へ参リ我等早朝より鳥源へ参リ待居鳥源色々馳走すし すし肴 取肴 茶漬出ヌ又兵衛殿へ礼 繰綿拾斤 孟志ッ藤左衛門殿へ礼 繰綿拾斤 孟志ッ緋かのこ志ッ娘へ 花かんざし志本  
……（後略）……

## 葬 送

家族の凶事に関することも、記録が残されました。これは慶応三年（一八六七）に亡くなった「あさ」さんの葬儀記録で葬式での各人の役割・香典・献立などから十三回忌法要までの事が書かれています。

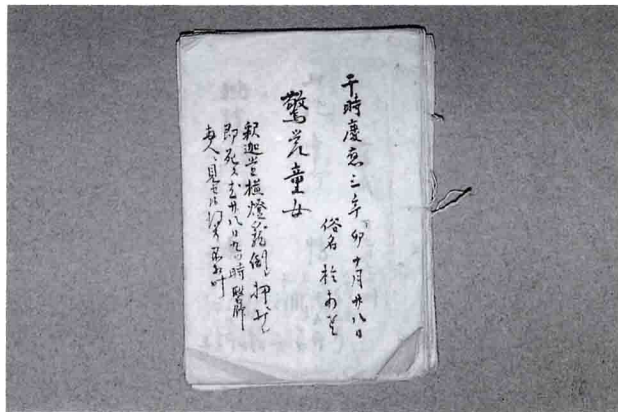
（解説文）

## 驚覚童女

千時慶応三年丁卯十月廿八日 俗名 おあさ 即死ス尤廿八日九ツ時医師 兩人ニ見セ候得共不相叶

千時慶応三年丁卯十月廿八日

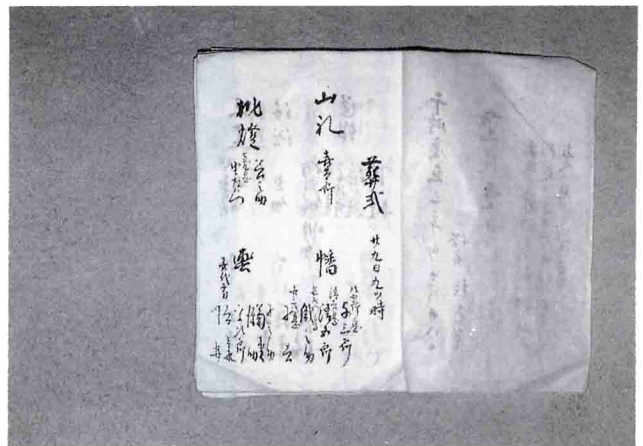
俗名 おあさ



葬儀の記録（慶応3年）

葬式 廿九日九ツ時

山礼 喜太郎 幡 長清五郎 与三郎  
挑燈 善之助 興 源助 菊之助  
由左衛門 喜代楠 川安 吉兵衛 平次郎 源助 以之助 菊之助 織之助 吉



# 文書館の役割①

## 「燻蒸(くんじょう)」

### はじめに

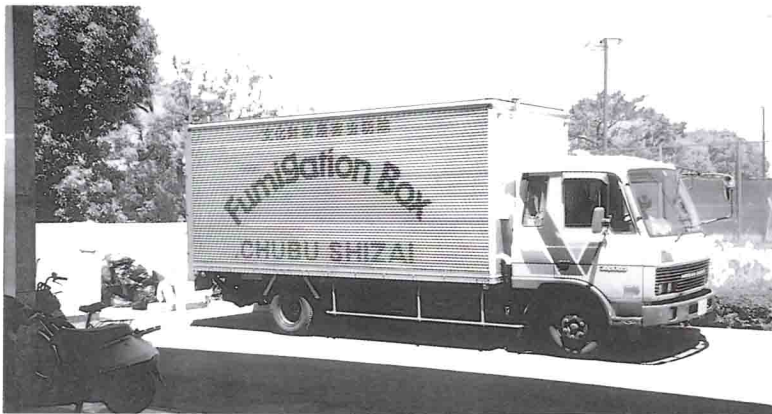
多くの人にとって「くん蒸」とは耳慣れない言葉でしょう。くん蒸とは「有害な薬品の蒸気に対象物をさらし、カビ(菌類)や害虫を駆除すること」をいいます。このように定義すると、余計に自分とは関係のない、特殊な技術のように思われるかもしれませんね。

しかし、くん蒸は文書館だけで使われているわけではありません。たとえば、輸入木材や穀物にまぎれて有害な虫が日本に侵入するのを防ぐためにも用いられています。むしろ、文書館のように一点しかない資料を対象にくん蒸する方が特別な応用例かもしれません。

くん蒸には使用する薬剤等ていくつかの方法がありますが、ここでは和歌山県立文書館の取り組みについて紹介するとともに、今後のくん蒸の方向性についても説明しようと思います。

### 文書館の「くん蒸」

資料のくん蒸は、全国の文書館などで平常業務として行っています。当館でも開館以来、年に数回のペースで実施してきました。しかし、なぜくん蒸が必要なのでしょう。



移動くん蒸車 (大量の資料を一度にくん蒸できます)

文書館は、県庁の公文書や民間所在資料(県庁等の公的機関以外で作成・保存された資料のことで、古文書もそのうちのひとつです。)を保存し、県民の皆様に活用していただく施設です。くん蒸は文書館が収蔵する資料を長期的に保存していくために、次の二つの目的をもって実施していると考えることができます。

第一の目的は「殺虫・殺菌」です。虫やカビがついてしまった資料を処理し、損傷を最小限にいとめるために行います。しかし、虫が開けた穴やカビで変色した箇所は二度ともとは戻りません。くん蒸はあくまでも「これ以上悪化させないための処理」なのです。



白アリの害 (本の内部が崩壊しています)

もう一つの目的には「予防」があります。文書館に運ばれる資料は、県庁の書庫や民間の蔵の片隅ではこりをかぶっていたものが大多数を占めています。カビが生えていたり、虫に食われたりといったものも決してめずらしくはありません。

つまり、「予防」とは虫やカビの被害を未然に防ぎ、館内や収蔵庫の環境を適正に保つことをさします。収蔵庫の定期的なくん蒸も「予防」の手段です。こちらが文書館のくん蒸の主たる目的かもしれません。



ネズミにかじられた文書

次に、くん蒸実施の具体例として東牟婁郡での出張くん蒸について取り上げることになります。

東牟婁郡での出張くん蒸

文書館では、昨年度から海南・海草郡と新宮・東牟婁郡の12市町村に調査員を委嘱し、文書・記録等の所在状況を確認する地域史料保存調査を行っています。その一環として、本年度は、調査で所在が確認された資料を対象とするくん蒸を新宮市で行いました（海草郡は文書館で実施）。収蔵資料だけではなく、個人が所有する資料を対象として行うのは、全国的にもめずらしい試みだと思われま

出張くん蒸を行うきっかけとなったのは、調査の過程でほぼ三分の一の資料に虫やカビの被害が確認されたことです。これらの害が進行すると資料が破壊されたり、所蔵者が資料を捨てるなどして散逸するおそれがあります。そこで、資料の損傷をくいじめ、所蔵者に資料保存の重要性を理解していただくことを目的として、くん蒸を実施することになりました。

出張くん蒸作業は、新宮市市民会館の御協力を得て、七月二十九日(木)から三十日(木)にかけて、同館に業者の移動くん蒸車を持ち込んで行いました。移動くん蒸車は、トラックの荷台にくん蒸車（人体に有害なくん蒸薬剤がもれない）を備えたもので、特別な施設がなくても安全にくん蒸することができます。

今回は事前に申し込みを受けた7市町村の十五件（二一八箱）をくん蒸しました。はやめに申し込みを締め切ったにもかかわらず、移動くん蒸車がほぼ満杯になるほどの資料が大量に運ばれてきました。



くん蒸資料の搬入（一度に大量の資料を処理できます）



東牟婁郡出張くん蒸（受付資料）



投薬作業（くん蒸車を密閉して行います）



ガス濃度測定（有害なガスを使用するので慎重に）

また、トラブルもなく終了することができ、はじめての試みとしては大成功であったと思います。次回の出張くん蒸の実施については白紙の状態ですが、なんとか続けていきたいと考えています。

なお、資料の申し込みやくん蒸場所への運搬は、該当市町村の担当者や調査員の方々にお願いしました。御協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

おわりに

くん蒸は殺虫・殺菌のための最も有効な方法です。しかし、万能ではありません。くん蒸には効果が持続しないという欠点があります。また、薬剤が二〇〇五年には使用禁止になることが決定し、安易な使用ができなくなることが明らかですが、代替法は確立していません。ではどうすればいいのでしょうか。

結局は、資料の保管場所を清潔にし、必要に応じて防虫剤を入れたり、風を通したりという昔ながらの方法に落ち着くように思われます。くん蒸ができて、資料の保管場所が汚ければ意味がありません。資料の保存環境に気をつけるという、もっとも基本的で、もっともむずかしいことが、今後は重要なカギになりそうです。

# 全史料協近畿部会

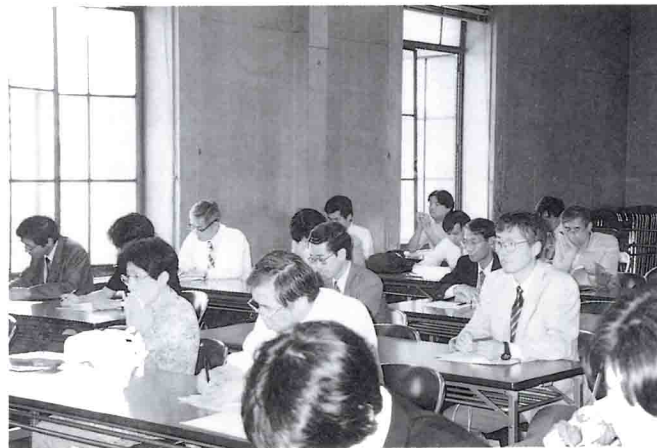
## 第6回総会開かれる

五月二十日(水)、大阪市中央公会堂で全  
国歴史資料保存利用機関連絡協議会(略  
称「全史料協」)近畿部会第6回総会が開  
催され、機関会員十九機関より二十八名、  
個人会員十九名、会員外三名のあわせて  
五十名の参加がありました。

近畿部会会長である立花館長の開会あ  
いさんのあと議事に入り、第三期(平成  
十年度)役員・平成十年度運営委員の紹  
介、平成九年度事業・決算・監査報告が  
行われました。その後、平成十年度事業  
案・予算案の審議が行われ、全会一致で  
可決されました。



開会のあさつをする立花館長



そのほか、近畿部会が発足してまる五  
年になり、さらなる会員の拡大に努めて  
ほしいとともに、関係機関との連携もは  
かってもらいたいとの意見が出されまし  
た。また、昨年十月に発行され、今年二  
月に増刷した記録誌『阪神・淡路大震災  
にかかわる史料保存活動の記録』(一冊  
五〇〇円)の販売についても、引き続き  
ご協力をお願いして総会を終えました。

レファレンスコーナーから  
〔平成8年度・平成9年度  
レファレンス記録より抜粋〕

Q、由井正雪の乱での紀州藩士について  
松平家の屋敷等について  
(大阪市 男性)

A、由井正雪の乱での紀州藩士について  
は史料としては不詳。家譜等で処罰  
された者があれば検討の余地はある  
と思う。

城下町絵図で住所等ある程度のこと  
はわかるのではないかと。

Q、地方文書にでてくる「本斗」と「南  
紀徳川史」にでてくる「本斗」とい  
う言葉の解釈がわからない  
(湯浅町 男性)

A、地方文書の「本斗」は領主(紀州藩)  
から村にかけられたの意。「南紀徳川  
史」の方は「本途」と同意の言葉で  
す。両方とも同じ言葉でも下につく  
単語が異なり同意ではないです。

Q、和歌山県の誕生について、明治四年  
(一八七二)と明治五年(一八七二)  
のどちらが正しいですか  
(九度山町 男性)

A、廃藩置県を政府が断行し、明治四年  
(一八七二)十一月二十二日、県統  
廃合で和歌山県・田辺県・新宮県の  
三県と五条県になっていた旧高野山  
寺領をあわせて「和歌山県」が誕生  
しました。

Q、家の先祖が「花岡」という紀州藩の  
御典医であるが、慶応二年(一八六  
六)頃に岡山へ移住した。先祖のこ  
とがわからないか。  
(岡山県 男性)

A、恐らく「花(華)岡随賢」一族では  
ないか。現在ある資料では詳細不明  
です。

Q、和歌山における畳屋町について  
(広島市 男性)

A、畳屋町は江戸期から現在に至るまで  
存在し、和歌山城の北部、本町七丁  
目の西部を南北に走る道路沿いに位  
置します。「元禄城下町図」に町名が  
見え、道路両側に畳屋と記す。町名  
は畳屋の集住に由来するものと思わ  
れます。

Q、「雑賀戦記」の文章の中から以下のこ  
とについて

中州之城の「中州」とは何か  
「雑賀城」は今のどの辺りか  
(堺市 男性)

A、中州(津)は、中津城のことで、現  
在のJR紀和駅周辺に雑賀党の本城  
「雑賀城」の北の守りとして築かれ  
たが、織田信長の雑賀攻めで落城し  
たとあります。

「雑賀城」は和歌山市和歌浦の妙見  
堂(妙見山)の北端の千畳敷と呼ば  
れる所に城跡があり、現在の和歌浦  
児童公園(和歌山南消防署付近)に  
位置します。

# 和歌山県立文書館 利用状況

(平成10年 3月末現在)

年 度	入館者数	閲覧申請件数		複写申請 (枚数)	行政利用	相 談 件 数				開館日数
		古文書	公文書			一 般	古文書	公文書	行 政 資 料	
平成 5	11,750	21	16	1,664	42	38	12	4	5	187
平成 6	6,387	26	8	1,839	40	68	15	2	4	273
平成 7	4,925	32	18	3,732	40	41	25	2	4	274
平成 8	4,342	24	16	2,614	41	30	22	3	4	271
平成 9	4,068	17	15	4,692	47	9	12	0	5	272
合 計	31,472	120	73	14,541	210	186	86	11	22	1277

## 文書館日誌

平成10年4月～9月

- 4月24日 第2回地域史料保存調査員会議(本館)
- 4月25日 第36回近世古文書研究会(大阪市)
- 4月28日 全史料協近畿部会役員会(和歌山市)
- 5月20日 全史料協近畿部会第6回総会・第38回例会(大阪市)
- 5月21日 全史料協役員会(横浜市)
- 5月23日 第37回近世古文書研究会(奈良市)
- 6月3日 特別整理期間
- 6月3日 第17回永年保存文書管理セミナー(大阪市 3回)
- 6月3日 閲覧室蔵書点検
- 6月4日 仮書庫・収蔵庫整理
- 6月5日 情報公開説明会(和歌山市)
- 6月9日 第10回都道府県・政令指定都市公文書館長会議(徳島市)
- 6月11日 第1回公文書研究会(京都市)
- 6月13日 古文書・公文書燻蒸
- 6月18日 第38回近世古文書研究会(奈良市)
- 6月20日 第7回近畿府県公文書館等実務担当者研究会(大阪市)
- 7月8日 全史料協近畿部会第39回例会(草津市)
- 7月9日 公文書有期限文書収集
- 7月16日 全史料協近畿部会役員会(和歌山市)
- 7月25日 第39回近世古文書研究会(奈良市)
- 7月25日 古文書講座(初級・中級 5回)
- 7月26日 古文書・公文書燻蒸
- 7月29日 出張燻蒸(新宮市)
- 8月8日 第1回和歌山県政史編さん委員会(和歌山市)
- 8月8日 第2回公文書研究会(京都市)
- 8月18日 全史料協近畿部会第16回運営委員会・講演会(大阪市)
- 8月26日 尾崎家文書調査(海南市)
- 8月28日 第1回和歌山県政史編さん員会議(和歌山市)
- 9月1日 仮書庫・収蔵庫整理
- 9月8日 全史料協役員会(本館)
- 9月17日 文書館運営協議会(本館)
- 9月19日 第40回近世古文書研究会(奈良市)
- 9月25日 全史料協近畿部会第40回例会(奈良市)



西口知事より委嘱を受ける安藤委員

# 第1回 和歌山県政史 編さん委員会開かれる

和歌山県政史は、県政のあゆみを後世に伝える歴史書であり、現在までに四巻を刊行しています。今回、既刊の第四巻に引き続き、本年度から四か年計画で、「和歌山県政史第五巻」として昭和五十年から平成七年までの二十年間の県政のあゆみを編さん、発刊することになりました。去る七月三十一日(金)には、編さんの監修をしていただくための編さん委員会が発足し、第1回の会議を開催しました。



和歌山県政史編さん委員会の模様

今後、県庁内の各課室が有する公文書等を典拠に編さんを行います。これを歴史資料として収集・保存し、県政史と併せて後世に伝えることに文書館が編さんに携わる意義があると考えます。

○和歌山県政史編さん委員

(順不同・敬称略)

- 安藤 精一 和歌山大学名誉教授
- 川北 哲 元県参事
- 高鳴 雅明 和歌山大学経済学部長
- 西川 時千代 和歌山県立図書館長
- 諸木 良介 海南商工会議所専務理事
- 立花 秀浩 和歌山県立文書館長

## 文書館の利用方法



- 目録・公文書検索カード・閲覧室受付にあるパソコン等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付カウンターに提出して下さい。ただし、行政資料、参考資料は書棚に配架していますので、自由に閲覧して下さい。
- 複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付カウンターに提出して下さい。
- 複写部数は、著作権法第三十一条により、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物について一人につき一部とさせていただきます。
- 複写サービスは実費をいただきます。

## 利用案内

- ◆開館時間◆  
火曜日～金曜日 午前10時～午後6時  
土曜日・日曜日 午前10時～午後5時  
5月5日・11月3日
- ◆休館日◆  
○月曜日・国民の祝日(5月5日・11月3日を除く)  
○年末年始(12月28日～1月4日)  
○館内整理日(毎月初日・1月5日・月の初日が月曜日のときは翌日も休館)
- ◆交通のご案内◆  
和歌山バス高松バス停下車徒歩3分  
JR和歌山駅から 約20分  
南海電鉄和歌山市駅から 約20分



**和歌山県立文書館だより** 第3号  
平成10年 9月30日 発行  
編集・発行 和歌山県立文書館  
〒641-0051 和歌山市西高松1丁目7-18  
きのくに志学館内  
印刷 清水印刷株式会社